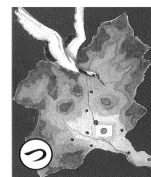




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月22日（水） 号外（第2号）

目次

条 例	ページ
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	2
○群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例（同）	2
○群馬県退職手当基金条例（人事課）	3
○群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチン等の設置及び管理に関する条例（財産有効活用課）	4
○「群馬パーセントフォーアート」推進条例（文化振興課）	6
○群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（私学・子育て支援課）	8
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	9
○群馬県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（同）	11
○群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	11
○群馬県保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（健康福祉課）	12
○群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（介護高齢課）	13
○群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例（感染症・がん疾病対策課）	13
○群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害政策課）	14
○群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	15
○群馬県旅館業条例等の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	16
○群馬県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（同）	17
○ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（蚕糸園芸課）	17
○群馬県放牧場条例の一部を改正する条例（畜産課）	18
○群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例（同）	19
○群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（地域企業支援課）	19
○群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例（同）	21
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）	21
○群馬県交通安全条例の一部を改正する条例（同）	22
○群馬県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例（建築課）	22
○群馬県立学校の入学金等に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会管理課）	26
○群馬県高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例（同）	26
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例（学校人事課）	27
○群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（義務教育課）	27
○群馬県不登校児童生徒等支援基金条例（生涯学習課）	28
○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（交通企画課）	29
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（水道課）	29
○群馬県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（同）	30
○群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	30

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第一号

群 馬 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項上欄(五)中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改める。別表第二の四の項上欄中「掲げる届出」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときを除く。)」を加え、同表五の項上欄中「申請等」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該申請等を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときを除く。)」を加え、同表七の項上欄中「掲げる届出」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときを除く。)」を加え、同表二十三の項上欄中「提出等」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該提出等を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二号

群 馬 県 部 設 置 条 例 及 び 群 馬 県 地 域 機 関 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(群馬県部設置条例の一部改正)

第一条 群馬県部設置条例(平成十九年群馬県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号ハ中「新コンテンツ創出」を「クリエイティブ推進」に改める。

(群馬県地域機関設置条例の一部改正)

第二条 群馬県地域機関設置条例(平成十六年群馬県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表群馬県中央児童相談所の項中「沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡」を削り、同項の次に次のように加える。

群馬県北部児童相談所	渋川市	沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
------------	-----	----------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第二条の規定による改正前の群馬県地域機関設置条例に規定する機関の長が行った処分等又は当該機関の長に対して行われた行為等は、同日以後において当該処分等又は行為等に係る事務を所管することとなる機関の長が行った処分等又は当該機関の長に対して行われた行為等とみなす。

群馬県退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県条例第三号

群馬県退職手当基金条例

群馬県知事 山本 一太

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県退職手当基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)及び公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年群馬県条例第四十号)に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、群馬県退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四号

群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 新しい発想及び起業家の価値創造に資する物品販売その他の事業の場を創出し、並びに県産食材の魅力を発信し、食を介して創造性を喚起する場を提供することにより、にぎわいを創出するとともに、県民の幸福度を向上させるため、群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチン(以下「マルシェ&キッチン」という。)を前橋市に設置する。

(業務)

第三条 マルシェ&キッチンは、次に掲げる業務を行う。

- 一 新しい発想及び起業家の価値創造に資する物品販売その他の事業の場の創出に関する業務
- 二 県産食材の魅力を発信し、食を介して創造性を喚起する場の提供に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、マルシェ&キッチンの設置の目的を達成するために必要な業務

(閉場日)

第四条 知事は、必要があると認めるときは、閉場日を定めることができる。

(利用の承認)

第五条 マルシェ&キッチンの施設、附属設備及び備品のうち別表に掲げるもの(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、知事の承認を得なければならぬ。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を承認しないこと

ができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 マルシェ&キッチンの施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 四 マルシェ&キッチンの設置の目的に反するとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、マルシェ&キッチンの管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、マルシェ&キッチンの管理上必要があると認めるときは、第一項の承認(以下「利用の承認」という。)に条件を付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第六条 利用の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、当該施設等を承認を得た目的以外の目的に利用し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取消し等)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 偽りその他の不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- 二 第五条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第五条第三項の規定により利用の承認に付した条件に違反したとき。
- 四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第八条 利用者は、その利用を終了したとき(前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときを含む。)は、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第九条 マルシェ&キッチンの施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、別表に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第十二条 納付した使用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができるのでない理由により施設等を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、マルシェ&キッチンの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の前においても、マルシェ&キッチンの利用の開始に必要な利用の承認その他の準備行為を行うことができる。

別表(第五条、第十条関係)

一 施設の使用料

区分	単位	使用料
シェアキッチン	一時間につき	五〇〇円
キッチンエリア(シェアキッチンを含む。)	一時間につき	三、五〇〇円
中央エリア	一時間につき	一、五〇〇円
南エリア	一時間につき	五〇〇円
ゴッコ屋台スペース	一スペース一日につき	二、〇〇〇円

注1 一時間を単位として定められている使用料の利用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算するものとする。

2 一スペースとは、一台のゴッコ屋台を利用するための床面積の単位をいい、その床面積は、規則で定める。

3 一スペースを単位として定められている使用料に係る施設を利用する場合において、その利用する床面積に一スペース未満の端数があるときは、当該端数を一スペースとして計算するものとする。

4 中央エリア及び南エリアについては、利用者がその利用をしている間においても、利用者以外の者がその施設内に立ち入ることは原則として制限されないものとする。

二 附属設備及び備品の使用料

区分	使用料
附属設備及び備品	規則で定める額

「群馬パーセントフォーアート」推進条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五号

「群馬パーセントフォーアート」推進条例

経済社会の成熟化、グローバル化、デジタル化、価値観の多様化に伴い、地域の差別化が困難な時代、群馬で他にはない魅力をどうしたら生み出すことができるだろうか。その答えの一つが、多様性や独自性の象徴であるアートである。

アートは決して特別な存在でなく、美術館で展示される美術品、街中の建物、製品のデザイン、商品のパッケージ、人々を楽しませるパフォーマンス等、様々なものがアートとなる。

アートを大事にすることにより、群馬県は、新しいことにチャレンジする人や事業者にとつて、魅力的なランドマークとなる。

また、アートには生きる力、勇気、喜び、潤いなど、人々を心豊かにする様々な力が内包されている。観る者を鼓舞するアート、悲しみを癒やすアートなど、アートの持つ様々な力を活用すれば、県民の幸福度の向上を図ることができる。

他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ「快疎」な群馬県を実現し、県民の幸福度の向上を図るため、アートの力を活用したい。

アーティスト支援として、アメリカで二十世紀初頭に生まれた「パーセントフォーアート」は、今では欧米を中心に制度化されている。「パーセントフォーアート」そのままではなく、その精神を生かしながら、群馬県が目指す考えに合致した、新たな「群馬パーセントフォーアート」制度を導入する。

まずは、次代を担う子どもたちを、アートに親しみ、自ら創造し考える力を持つ「始動人」となるよう育成する。アートの持つ多様性、独自性を身に付けた子どもたちは、アート以外の分野でも「始動人」となることができ、アートの鑑賞者、支援者にもなる。

次に、アーティストが、自立することができる環境を整える。才能と熱意があれば活躍できることを示すことで、アーティストを群馬の地に惹きつけることもできる。

さらに、アートが地域固有の歴史、風土、文化等の触媒となつて、新たな価値を生み出し、地域経済の活性化を促す。

そして、県民、市町村、事業者が、アートの実践、支援及び鑑賞など、主体的に携わりとともに、地域経済の活性化で生み出された資金が、次のアート教育、アーティスト支援につながるアートの循環システム（エコシステム）を構築する。

最後に、これらを実現するため、群馬県として、予算の一定割合をアートに支出する。

官民共創の取組とクリエイティブな発想で、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ「快疎」な群馬県を、「群馬パーセントフォーアート制度」により実現するため、この条例を制定する。

(趣旨)

第一条 この条例は、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ群馬県（以下「県」という。）の実現及び県民の幸福度の向上をアートの力でかなえるための基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「アート」とは、次に掲げるもの（デジタル技術をはじめとした先端技術（以下「デジタル技術等」という。）を活用するものを含む。）をいう。

一 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術（次号に掲げる芸術を除く。）

二 建築物等（住宅、住宅以外の建築物、公共土木施設その他の工作物をいう。

以下同じ。）の形態、色彩、意匠、素材その他建築物等に付随する芸術

2 この条例において「パーセントフォーアート」とは、予算の一定割合をアートの振興に関する施策に充てるとともに、県民、市町村及び事業者が主体的にアートに携わり、地域において新たな価値を創造することにより、県民の幸福度の向上を図る取組をいう。

(基本理念)

第三条 パーセントフォーアートの推進に当たっては、アートに関する活動（以下「アート活動」という。）を行う者（アート活動を行う団体を含む。）の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されなければならない。

2 パーセントフォーアートの推進に当たっては、官民共創による取組を行うよう努めるものとする。

3 パーセントフォーアートの推進に当たっては、新しい時代を担う子どもたちの感性がアートを通して磨かれ、新たな価値を生み出す力が育まれるよう努めるものとする。

4 パーセントフォーアートの推進に当たっては、地域固有の歴史、風土、文化等を大切にしつつ、福祉、産業、観光、まちづくり、教育その他の各関連分野において、アートと融合した新たな価値創造が図られるよう努めるものとする。

5 パーセントフォーアートの推進に当たっては、デジタル技術等の活用を図るとともに、本県の取組により生み出されたアートが世界へ発信され、アート活動に関する交流が図られるよう努めるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念を踏まえ、アートの振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例の趣旨に沿った取組を行う県民、市町村及び事業者に対して必要な助言及び支援を行うとともに、これらの者と連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、第一項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、個々のアート活動に干渉することのないよう注意を払うものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、アートについての理解と関心を深め、又はアート活動に参画するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第六条 市町村は、この条例の趣旨にのっとり、その地域の特性に応じたアートの振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、アートについての理解と関心を深め、アート活動の実施、参画又は支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策)

第八条 県は、年齢、性別、国籍、障害の有無及び程度等にかかわらず、アート活動

を行う人材を育成するため、アート活動に資する環境の整備、アート活動の成果を発表する機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもたちがアート活動に親しみ、又は主体的に関わることができるよう、体験学習及びデジタル技術等を活用した学習の充実、アート活動を行う人材と連携した学びの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、アートが観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことに鑑み、アートによる地域づくりに資する施策を講ずるものとする。

4 県は、県民が自然にアートに親しむことができる機会を増やし、活力及び魅力にあふれた公共空間を創出するため、自ら行う建築物等の整備及び利活用に当たっては、その目的に反しない限りにおいて、アートに関する作品の展示その他のアートの振興に資する施策を講ずるものとする。

5 県は、県民によるアート活動の促進及びアートによる地域の活性化を図るため、本県のアートを振興するための取組及びその魅力が世界に発信されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、前条の施策に対し、予算の範囲内において、歳出予算の一定割合を措置するものとする。

2 県は、前項に規定する措置に加えて、アートの振興のための寄附が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、アート活動を促進するため、規制の見直し及び行政手続の簡素化に努めるものとする。

(公表)

第十条 知事は、毎年度、アートの振興に関する施策の実施状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六号

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもに有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

第九条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

附則第三項中「及び第六項」を「及び第七項」に、「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第四項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第六項の表に次のように加える。

附則第六項	第四条第一項の規定により	看護師等
	置かなければならない保育	

士の資格を有する者

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 第四条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、認定こども園において改正後の第九条第九項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第八項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第二条 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「除く。」の下に「第十三条及び」を加える。

第七条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第十条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第十三条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条の二の見出しを削り、同条第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第十四条第二項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒

の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第八十二条に次の一項を加える。

10 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。第八十八条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十八条に次の一項を加える。

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第五条中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「(以下この条において「看護師等」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 第二条の規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第七条の三(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)

3 第二条の規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第七条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

群馬県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八号

群馬県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

群馬県子ども・子育て会議条例(平成二十五年群馬県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第九号

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する

基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表以外の部分中「第十三条」を「第十二条」に改め、同項の表

第十三条の項を削り、同表第五十条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園

長」に改める。

第二条 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表以外の部分中「第十二条」を「第十三条」に改め、同項の表

第十二条の項の次に次のように加える。

第十三条第一項	
利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
及び	並びに

第十六条第一項の表第二十一条第一項の項中「(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「の下に「同条第二項中」を、「便所」との下に、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」とを加える。

附則第九条中「前二条」を「前三条」に、「又は知事」を「知事」に、「認める者をもって」を「認める者又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「知事」に、「認める者の総数」を「認める者並びに看護師等の総数」に改め、同

条を附則第十条とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

第九条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第六条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができない体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

群馬県保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十号

群馬県保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

群馬県保健所使用料及び手数料条例(昭和四十年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表エックス線検診車によるエックス線画像診断の項を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第十一号

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県介護保険法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「千八百円」を「千四百円」に改める。

別表第一の一の項中「一万二千円」を「一万千六百円」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第十二号

群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例

群馬県がん対策推進条例(平成二十二年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十三号

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第七条に次の一項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な

措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十九条中「、第四十七条」を削る。

第六十三条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十一条の九及び第八十九条中「第三十九条の二」の下に、「第四十一条の二、第四十一条の三第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第四十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第四十一条の三第二項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十四号

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十四年群馬県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第三十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十八条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

群馬県旅館業条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第十五号

群馬県旅館業条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

- 一 群馬県旅館業条例(昭和二十九年群馬県条例第四十三号)第二条第一項第二号
- 二 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十四年群馬県条例第七号)第九条第四号
- 三 群馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号)第十九条第一項第五号

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県条例第十六号

群馬県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

群馬県公衆浴場法施行条例(平成十二年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号レ中「十歳」を「七歳」に改める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

群馬県知事 山 本 一 太

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県条例第十七号

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例(平成四年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「知事は、」の下に「指定管理者の指定ができないときその他やむを得ない事情があると認めたととき又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「認めたとときは」の下に「第四条の規定にかかわらず」を加え、同条に次の三項を加える。

2 前項の場合においては、第六条第二項、第七条第二項及び第八条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第二項及び第七条第二項中「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合(管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認められた場合にあつては、当該管理の業務の一部に利用料金の收受等に関する業務が含まれるときに限る。)においては、第九条の規定にかかわらず、知事は、利用者から別表第一若しくは別表第二に定める入園料若しくは利用料の額の範囲内において知事が定める使用料又は別表第三に定める額の使用料を徴収するものとする。ただし、入園者等がその入園又は有料設備の利用について第十条の規定による利用料金を納付しているときは、この限りでない。

4 前項の場合においては、第十条から第十二条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条及び第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十二条中「あらかじめ知事の承認を受けた基準により」とあるのは「特別の理由があると認めたとときは」と読み替えるものとする。

別表第一中「第九条」の下に「第十三条」を加え、同表注一中「個人に係るものについては」及び「家族に係るものについては二、六一〇円以上七、八五〇円以

下」を削り、同表注三中「個人パスポートは」を「入園パスポートは、」に改め、「とし、家族パスポートは申請者本人並びにその同居の親族及び直系尊属に限り有効」を削り、同表注四を削る。

別表第二中「第九条」の下に「第十三条」を加え、同表電動カートの項を削る。
別表第三中「第九条」の下に「第十三条」を加える。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県放牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十八号

群馬県放牧場条例の一部を改正する条例

群馬県放牧場条例(昭和二十五年群馬県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「三百五十円」を「五百円」に、「三百円」を「四百五十円」に、「四百六十円」を「六百五十円」に、「七百三十円」を「九百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の群馬県放牧場条例の規定により放牧を委託している牛の当該委託に係る使用料の額については、なお従前の例による。

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十九号

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「という。」の下に「及び同指針に定める登録飼養衛生管理者(以下「登録飼養衛生管理者」という。)」を加え、同項の表を

豚熱			豚熱		
家畜防疫員による注射	知事認定獣医師による注射	登録飼養衛生管理者による注射	家畜防疫員による注射	知事認定獣医師による注射	登録飼養衛生管理者による注射
一回につき	一回につき	一回につき	一回につき	一回につき	一回につき
三四〇円	六〇円	六〇円	三四〇円	六〇円	六〇円

を

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十号

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、群馬県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
 - 二 求償権 保証協会が、信用保証協会法第二十条第一項第一号の債務の保証をした場合において、その保証に係る債務(以下「保証債務」という。)を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
 - 三 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡(求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。)をいう。
 - 四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
 - 五 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち当該損失補償契約に基づき県に納入しなければならないものをいう。
- (求償権の放棄等の承認)

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行う場合にあっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄

等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

一 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定により決定した事項等に従い同法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う同項第一号に規定する指導又は助言を受けて策定された事業の再生に関する計画

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第二号の規定により中小機構が行う同法第百三十四条第二項第一号に規定する指導又は助言を受けて策定された事業の再生に関する計画

三 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十条第四項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

五 産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した事業の再生に関する計画

六 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条の決定に基づき策定された事業の再生に関する計画

七 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画

（議会への報告）

第四条 知事は、前条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したとき

は、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十一号

群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例

群馬県特別会計設置条例(昭和三十九年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(群馬県中小企業高度化資金特別会計の設置)

第十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)による資金の貸付けを受けて行う中小企業高度化資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、群馬県中小企業高度化資金特別会計を設置する。

2 前項に規定する特別会計においては、一般会計からの繰入金、前年度の繰越金、貸付金の償還金(当該貸付金に係る利子及び違約金を含む。)、県債その他の諸収入をもつてその歳入とし、貸付金、県債の元利償還金、一般会計への繰出金その他の諸費をもつてその歳出とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第十一条の規定により設けられた群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計に所属する権利及び義務は、改正後の同条第一項の規定により設ける群馬県中小企業高度化資金特別会計が承継するものとする。

3 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する経理は、改正後の第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により設ける群馬県中小企業高度化資金特別会計において行うものとする。

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十二号

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例(昭和二十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

令第七条第十四号に掲げる施設	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表二十九の三の項中「同一敷地内許可建築物以外の建築物」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物」に、「同一敷地内許可建築物を除く」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表三十五の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表三十六の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

第三十一条第一項中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に改め、同条第二項中「第八十七条の三第五項又は第六項」を「第八十七条の三第六項又は第七項」に改める。

第三十一条の二第二項中「第二百二十九条の二第二項」を「第二百二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二百二十九条の二の二第二項」を「第二百二十九条の二第一項」に改める。

(群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十一年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二注1中「使用等」を「仕様等」に改める。

(群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第三条 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十四年群馬県条例第一百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)(住宅以外の部分を有しないものに限る。)次に掲げる額の合算額

イ 住棟内の住戸の数が別表第一の上欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

ロ 共用部分の床面積の合計が別表第二の上欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

第二条第一項第三号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ中「住宅」

を「住宅の部分」に改め、同号ハ中「住宅及び建築物」を「住宅以外の部分」に改め、「三万三千元に、」及び「を加えた額」を削り、同項第四号中「が共同住宅」を「が共同住宅等」に改め、同号イ中「住戸の低炭素建築物新築等計画」を「住宅の部分の低炭素建築物新築等計画」に、「当該申請に係る住戸の数が別表第一の上欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる」を「第二号に規定する」に改め、同号ロ中「住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出ししない共同住宅である建築物にあつては(1)及び(3)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合
住宅以外の部分の床面積の合計が別表第三の上欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第四条 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「第一条第一項第一号イに規定する基準」の下に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改める。

第二条第一項第一号中「同表の第二欄」を「省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)(が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)(が適用される建築物にあつては同表の第三欄)に改め、同項第二号を次のように改める。

二 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。)誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第四条第三項第二号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。)(にあつてはイに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあつては次に掲げる額の合算額

イ 住棟内の住戸の数が別表第二の第一欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額

ロ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第二欄に掲げる額

第二条第一項第三号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ中「住宅」を「住宅部分」に改め、同号ロ(1)中「同表の第二欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄」に改め、同号ロ(2)中「(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ハ中「住宅及び建築物」を「非住宅部分」に改め、同号ニ中「住戸」を「住宅部分」に、「第二号イ」を「第二号(同号イ及びロの規定を」に改め、同号ロ中「住宅部分」を「誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分」に、「共同住宅」を「共同住宅等」に、「それ」を「それら」に改め、同号ロ(1)中「同表の第二欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄」に改め、同号ロ(3)中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ハ中「住戸及び建築物」を「非住宅部分」に、「ロ」を「ロ(3)」に改め、同項第五号中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第三項の表中

第一号、第二号イ並びにロ(1)及び(2)、第三号ロ(1)並びに第四号ロ(1)及び(2)	第二欄	第四欄
---	-----	-----

を

第一号	省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第三欄	同表の第四欄
第二号イ、第三号ロ(1)及び第四号ロ(1)	誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄	同表の第四欄
第二号ロ及び第四号ロ(2)	第二欄	第四欄

に

改め、同表第三号ロ(2)の項中「(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第四号ロ(3)及び第五号の項中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第四項中「第三十五条第二項」の下に「(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三条第一項第一号中「(以下「性能基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の下に「又はフロア入力法」を加え、同項第二号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第一条第一項第二号イ(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。))」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同号ロ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同項第三号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同号ロ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項第四号中「共同住宅」を「共同

住宅等」に改め、同号イ及びロ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同号ハ及び同項第五号中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第二項の表第一号の項中「(以下「性能基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の下に「又はフロア入力法」を加え、同表第二号イの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第二号ロ及び第四号ロの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表第三号イの項中「第三号イ」の下に「及び第四号イ」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同表第三号ロの項中「第三号ロ」の下に「、第四号ハ及び第五号」を加え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第四号イの項及び同表第四号ハ及び第五号の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定(第二条の七の表二十六の項、二十六の二の項、三十五の項及び三十六の項の改正規定並びに第三十一条及び第三十一条の二の改正規定を除く。)は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年十月一日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第三十五条第一項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、第四条の規定による改正後の群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例第二条の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

群馬県立学校の入学科等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十五号

群馬県立学校の入学科等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立学校の入学科等に関する条例(昭和二十三年群馬県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「群馬県立の」を「みらい共創中学校及び」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十六号

群馬県高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例

群馬県高等学校等奨学金貸与条例(平成十四年群馬県条例第二十九号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、廃止前の群馬県高等学校等奨学金貸与条例第三条第二項の規定により貸与を受けた者に係る群馬県高等学校等奨学金については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十七号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二、八二三人」を「二、七九一人」に、「三、二五九人」を「三、二二七人」に改め、同項第三号イ中「八二四人」を「八〇四人」に、「八七一人」を「八五一人」に改め、同号ロ中「六三七人」を「六三八人」に、「七六五人」を「七六六人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、三二八人」を「六、四二六人」に、「三六六人」を「三四人」に、「六、六八〇人」を「六、七七六人」に改め、同項第二号中「三八六七人」を「三、八八五人」に、「二四人」を「二三人」に、「一八四人」を「一八三人」に、「四、〇七五人」を「四、〇九一人」に改め、同項第三号中「二〇九人」を「二一七人」に、「二一四人」を「二二二人」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十八号

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例

群馬県立学校設置条例(昭和三十九年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「高等学校」を「中学校、高等学校」に改める。
別表中

前橋高等学校	前橋市	を
みらい共創中学校	伊勢崎市	に改める。
前橋高等学校	前橋市	

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(生徒の入学)
- 2 改正後の別表に掲げるみらい共創中学校は、令和六年度から生徒を入学させるものとする。

群馬県不登校児童生徒等支援基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十九号

群馬県不登校児童生徒等支援基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県不登校児童生徒等支援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 不登校児童生徒等の支援に要する経費の財源に充てるため、群馬県不登校児童生徒等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財産上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は初心運転者講習」を、「初心運転者講習又は若年運転者講習」に改める。

別表第一の一の七の項の次に次のように加える。

一の七の二 法第七十五条の十二第一項の規定により特定自動車運行の許可の申請をする者	七万九千二百円	特定自動車運行許可審査手数料
一の七の三 法第七十五条の十六第一項の規定により特定自動車運行計画の変更の許可の申請をする者	七万八千五百円	特定自動車運行計画変更許可審査手数料

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十一号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表を次のように改める。

名称	位置	一日最大給水量	給水対象
群馬県水道	前橋市	三〇六、〇〇〇立方メートル	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡榛東村、同郡吉岡町及び佐波郡玉村町

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十二号

群馬県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

群馬県水道用水料金徴収条例（昭和五十八年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表中

県央第一水道	五十円	五十円
県央第二水道	百円	百円

を

群馬県水道	旧県央第二水道以外から供給するもの	五十円	五十円
	旧県央第二水道から供給するもの	八十円	八十円

に

改め、同表備考に次の一号を加える。

三 旧県央第二水道とは、群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年群馬県条例第三十一号）による改正前の群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第五十七号）第六条第二項に規定する県央第二水道をいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に供給したこの条例による改正前の群馬県水道用水料金徴収条例に基づく水道用水の料金の取扱いについては、なお従前の例による。

（経過措置）

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十三号

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

群馬県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年群馬県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
